

諮問番号：２０２６年度諮問第１号

答申番号：２０２６年度答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）から提起された保育の利用保留処分（２０２６年１月９日付２５町子保支第４５７号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査会の調査審議をめぐる経過

- １ ２０２６年 １月 ９日 処分庁が審査請求人に対して、本件処分の通知書を
發送
- ２ ２０２６年 １月２８日 審査請求人が本件処分の取消し等を求める審査請求
を提起
- ３ ２０２６年 ４月１０日 処分庁が弁明書を提出
- ４ ２０２６年 ５月１２日 審査請求人が反論書を提出
- ５ ２０２６年 ７月１３日 審理員による審理員意見書の提出
- ６ ２０２６年 ７月２７日 審査庁から審査会に対する諮問
- ７ ２０２６年 ８月１３日 審査請求人が主張書面を提出
- ８ ２０２６年 ８月２０日 審査会の調査審議
- ９ ２０２６年 ９月２８日 同上

第３ 審理関係人の主張の要旨

- １ 審査請求人の主張

- (1) 就労時間の認定について、処分庁が公表している町田市2026年度入園のしおり（以下「入園のしおり」という。）は、「就労時間が不確定なものについては、就労実態を把握の上、就労時間の認定を行うものとする」と明記している。審査請求人は保育の利用申込（以下「本件申込」という。）を行った当時出向しており、その就労実態は、基本勤務分を出向先が支払い、超過勤務分は出向元が支払うという特殊な勤務形態であったから、処分庁は実態調査を行い、実態に基づいて審査請求人の就労に係る指数の認定を行う必要があった。それにもかかわらず処分庁は、実態調査を行わず、同指数を9点として入所選考及び本件処分を行った。本件処分は、裁量権の範囲を超える違法なものである。
- (2) 本件処分における選考指数算定の誤りは町田市における相談業務と審査業務の連携不全及び組織的な記録管理体制の不備という構造的な欠陥に起因するものであるにもかかわらず、処分庁は審査請求人に過失を転嫁するかのような姿勢を示すとともに誤教示の存在を十分に検証しないまま手続を継続しようとしており、行政手続法が求める透明性、誠実性、信頼保護の精神に明らかに反する。
- (3) 審査請求人は、本件申込の事前に町田市子ども生活部保育・幼稚園課窓口にて審査請求人の就労状況に関する相談を複数回行った。その際、同課の職員は審査請求人に対して、就労証明書を2枚提出するとともに、「派遣元から上記の条件で戻る予定です」と補記をすれば審査請求人の就労に係る指数を10点とすることが可能であると明確に説明した。それにもかかわらず処分庁は、同指数を9点として入所選考及び本件処分を行った。本件処分は、信義則及び信頼保護の原則に反する違法なものである。
- (4) 本件申込の事前に審査請求人が行った相談において処分庁は、審査請求人の就労に係る指数が10点となることは確約できないといった説明を行うべきであったところ、処分庁はそのような説明を行わずに本件処分を行った。本件処

分は、審査請求人が代替手段を講ずる自由を侵害する不当なものである。

- (5) 行政手続法の趣旨に照らせば、行政は適正な記録管理及び誠実な教示を行う義務を負っている。本件処分は自らの業務上の過失を奇貨として不利益を審査請求人に帰責させるものであり、裁量権を逸脱又は濫用している。
- (6) 本件処分は、町田市行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申の趣旨に整合しないものであり、不当である。
- (7) 本件においては保育・幼稚園課の職員が関与した上で2枚の就労証明書が提出されたという経緯があるので、処分庁は単に点数の高い証明書を採用するのではなく、このような経緯を踏まえた判断を行うべきである。

申込書の受付期間後に就労時間が増加することが決定している場合に指数の減点が行われるのは、当該申請者は一般に申込時点では短時間勤務者であるためと考えられるところ、審査請求人は短時間勤務者ではないから同列に扱うべきではなかった。

本件は、審査請求人の特殊な就労実態を踏まえた評価を要する事案である。

本件処分は、これら各事情があるにもかかわらず形式的に基準を適用して行われた不当なものである。

- (8) 審査請求人の2026年4月1日以降の就労時間の増加は、本人の意思によらない一時的な出向から予定された帰任によって従前の勤務形態に戻ることによって生じるものである。このことについて審査請求人は本件申込の事前に処分庁に複数回相談しその案内に従い申告したにもかかわらず、処分庁が当該就労時間の増加を通常の「申込後の就労時間の増加」と同一に評価して調整指数イを適用したことは、不当である。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人から本件申込の事前に審査請求人の就労状況に関する相談があったことは認める。しかし、保育・幼稚園課の窓口職員が問い合わせに対して個

別具体的に選考指数の確約をすることはなく、本件においても審査請求人の就労に係る指数を10点とすることが可能であるとは述べていない。上記相談の際に同課の職員が、下部余白に「※ 派遣元から上記の条件で戻る予定です。」という書き込みのある就労証明書（審査請求人提出資料1）を審査請求人に手渡したのは、審査請求人に本件申込時点及び出向から帰任後の双方の就労証明書を提出してもらうに当たり、就労証明書が2枚提出されている理由を判別することができるようにしてもらう必要があることを説明するためである。

（2）入園のしおり43頁備考2の「就労時間が不確定なものについては、就労実態を把握の上、就労時間の認定を行うものとする」という記載は、提出された就労証明書から就労日数・時間等の就労状況を読み取ることができない場合に就労先事業所に契約上の就労日数及び時間を聞き実態を把握するという意味であり、就労証明書の記載からその就労状況を明確に読み取ることが可能な審査請求人の場合は、「就労時間が不確定なもの」には該当しないので、審査請求人の勤務先に具体的な就労状況の確認を行わなかったことが違法又は不当とはいえない。

（3）したがって、本件処分は違法又は不当なものではない。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求において審査請求人が主張する理由はいずれも認められないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

（1）審査請求人の就労に係る指数について

ア 児童福祉法第24条第3項は、保育の利用調整を行う権限を各自治体に与えている。調整の方法については各自治体に裁量が認められ、各自治体が

定めた審査基準に従って裁量の範囲内で調整が行われる限り、その結果なされた処分は原則として違法・不当とはならないと解するべきである。

イ 本件において処分庁は、入園のしおりに記載されている審査基準に、審査請求人から提出された就労証明書に記載されている就労状況を当てはめて指数を算定している。その結果なされた本件処分は、適法・妥当なものというべきである。

(2) 審査請求人の主張（１）について

審査請求人は、処分庁は審査請求人の就労状況について実態調査を行った上で認定をする必要があったと主張するが、審査請求人の就労時間は審査請求人から提出された就労証明書に明記されており、不確定ではないから、本件において処分庁に実態調査をすべき義務は認められない。

したがって、審査請求人の主張（１）は、採用することができない。

(3) 審査請求人の主張（２）について

審査請求人の主張（２）は、審査請求人の就労に係る指数が誤りであることを前提とするものであるところ、上記（１）にて述べたとおり審査請求人の就労に係る指数を９点としたことに誤りは認められないから、審査請求人の主張（２）は、採用することができない。

(4) 審査請求人の主張（３）について

審査請求人は、本件申込の事前に保育・幼稚園課窓口にて相談を行った際、同課の職員が審査請求人の就労に係る指数を１０点とすることが可能であると明確に説明したという事実があるにもかかわらず、処分庁が同指数を９点として入所選考及び本件処分を行ったことは、信義則及び信頼保護の原則に反して違法であると主張する。

しかしながら、審査請求人の就労に係る指数を１０点とすることが可能であると説明したという事実は審理関係人が提出した書面及び証拠書類から認定す

ることができない。

したがって、審査請求人の主張（３）は、採用することができない。

（５）審査請求人の主張（４）ないし（６）について

審査請求人は、処分庁は審査請求人に対してその就労に係る指数が１０点となることは確約できないという説明をするべきであった、本件処分は処分庁の業務上の過失に伴う不利益を審査請求人に帰責させるものである、本件処分は、町田市行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申の趣旨に整合しないなどと主張する。

しかしながら、上記（１）アにて述べたとおり、審査基準に従って保育の利用調整が行われる限り、当該調整の結果なされた処分は原則として違法・不当とはならないと解するべきであり、指数が１０点とならない可能性がある場合にその旨を個別に案内するべき義務が処分庁にあるとはいえない。

また、このことは、町田市行政不服審査会及び情報公開個人情報保護審査会の過去の答申の趣旨にも反しない。

したがって、審査請求人の主張（４）ないし（６）は、いずれも採用することができない。

（６）審査請求人の主張（７）について

審査請求人は、本件においては保育・幼稚園課の職員が関与した上で２枚の就労証明書が提出されている、審査請求人は短時間勤務者ではないから、申込書の受付期間後に就労時間が増加することが決定している一般的な場合とは異なると考えられる、本件は審査請求人の特殊な就労実態を踏まえた評価を要する事案であるなどの事情があるにもかかわらず、処分庁が形式的に基準を適用して本件処分を行ったことは不当であると主張する。

しかしながら、上記（１）アにて述べたとおり、審査基準に従って保育の利用調整が行われる限り、当該調整の結果なされた処分は原則として違法・不当

とはならないと解するべきである。そして、本件処分は審査請求人から提出された書類を入園のしおりに記載の選考基準表に当てはめて行われたことが認められる。

したがって、審査請求人の主張（７）は、採用することができない。

第５ 審査会の判断の理由

- 1 町田市は、保育所等の利用を申し込む者に向けて入園のしおりを作成し、まちだ子育てサイトに公開している。入園のしおりの４３頁以降には、選考基準及び指数が記載されており、それによると、保護者が就労していることを理由に保育所等を申し込む場合は、月当たりの就労日数及び１日当たりの就労時間によって５点から１０点までの指数が付けられ、さらに、母又は父の状況に応じて、プラス２点からマイナス２点までの調整がされることになっている。申込書の受付期間後に就労を開始すること又は就労日数若しくは就労時間が増加することが決定している場合は、２点の減点となる（調整指数イ）。
- 2 審査請求人は、審査請求人に対して調整指数イを適用することは不当であると主張する。そこで、調整指数イを設けていること、本件において審査請求人に調整指数イを適用したこと及びその適用の仕方が違法・不当と言えるか否かを検討する。

保育所等の入所選考においては申込から入所まで期間があるため、処分庁は、申込時点で提出された書類に基づいて選考を行わざるを得ない。したがって、保護者の就労状況についても原則として申込時点の状況を基準に判断することになる。一方で処分庁は、申込書の受付期間後に就労を開始すること又は就労日数若しくは就労時間が増加することが決定している場合、申込時点の就労状況に基づく指数と申込書の受付期間後の就労状況に基づく指数を比較して、高い方の指数を用いて入所選考を行うこととしている。ただし、上記のとおり、原則として申込時点の就労状況を基準としていることを踏まえて、入所時点の就労状況に基づ

く指数を算定する際は、調整指数イを用いて減点を行っている。

このように、調整指数イは、例外的に申込書の受付期間後の就労状況に基づく指数を算定する際に、申込時点の状況に基づいて判断される者との公平性を保つために設けられているものであり、処分庁がこのような指数を設けること自体は、違法・不当とはいえない。

- 3 もっとも、処分庁は、保育の入所選考に当たって調整指数イを適用する際には、申請者の個別の事情を勘案する必要がある。

そして、保育の利用申込は申込書と必要書類を提出して行うことを踏まえると、個別の事情は申請者が就労証明書等の書類を提出することによって立証すべきである（入園のしおり20頁参照）。

本件において審査請求人からは、本件申込時点の就労証明書及び2026年4月1日以降の就労証明書の2枚が提出され、処分庁は、それぞれの就労証明書に記載されている就労状況を選考基準に当てはめて、前者の就労証明書に基づく指数を9点、後者の就労証明書に基づく指数を10点から2点を減点した8点とした上で両者を比較し、前者の指数を採用することとした。

前述のように、審査請求人との相談の際に保育・幼稚園課の職員は、下部余白に「※ 派遣元から上記の条件で戻る予定です。」という書き込みのある就労証明書（審査請求人提出資料1）を審査請求人に手渡ししており、これを受けて審査請求人から2026年3月31日出向先より帰任する旨が備考欄に記載された就労証明書（処分庁提出資料1）が提出された。したがって、処分庁は審査請求人の個別的な事情を把握している。もっとも、申込時点の就労状況を基準とする他の申請者との公平を確保するという調整指数イの趣旨に照らせば、本件調整指数の適用において一時的出向で予定された帰任であることを別異に扱うべき理由はない。

以上のとおり、本件入所選考は審査請求人から提出された書類に基づいて調整

指数イの適用がなされており、このような適用の仕方は違法・不当とはいえない。

したがって、処分庁が保育の入所選考を行うに当たって調整指数イを設けていること、本件において審査請求人に調整指数イを適用したこと及びその適用の仕方は、いずれも違法・不当とはいえない。

4 その他審査請求人の主張については、審理員意見書のとおりである。

5 以上のとおり、審査請求人が主張する理由はいずれも認められないことから、本件審査請求は、第1の審査会の結論のとおり答申する。

6 なお、本件は、本件申込に先立つ審査請求人と処分庁との間のやり取りにおいて、処分庁側から丁寧な説明があれば、本件のような誤解が生じなかった可能性があると考えられる。処分庁は、保育所等の入所申込は多くの市民にとって不慣れな手続であることを踏まえ、より丁寧かつ分かりやすい説明をするよう努められたい。

2026年9月28日

町田市行政不服審査会

会長 大貫 裕之

委員 里岡 玲子

委員 吉田 衣里